

# くらしと生活 (ゴミ収集に関して)

## ごみの収集

問い合わせ◎環境業務課 ☎47-1096 ☎40-1335  
松本グリーンセンター ☎47-2079 ☎48-2685

### ごみの分別

ごみは5種類(可燃、埋立、破碎、容器包装プラスチック、資源物)に分けて出してください。

### ごみの減量

ごみの減量機器等の利用、資源のリサイクルや、無駄なレジ袋を減らすための買い物袋持参運動などにご協力ください。

### 資源物 (再利用できるもの)

新聞・ダンボール・その他紙類・金属類・布類・びん類(生きびん、雑びん)、ペットボトル・蛍光管・体温計・乾電池・スプレー缶・ライター・小型家電です。指定された収集日に出してください。

### ごみ・資源物収集日程表

毎年3月末までに町会を通じて各家庭にお届けしますので、見やすいところにはってください。

### 多量のごみが出たとき

臨時に50kg以上または1日平均7kg以上のごみが出るときは、通常の収集対象になりませんので、ご自分で、またはごみ運搬業者へ依頼し、可燃ごみ、破碎ごみ、容器包装プラスチックは松本グリーンセンターへ、埋立ごみ等は、松本市リサイクルセンターへ搬入してください。この場合は有料となります。

### ごみ分別アプリ

お手持ちのスマートフォンやタブレット端末を使って、お住まいの地区のごみ収集日程の確認や、ごみの分別方法が検索できます。ご利用は専用アプリ「さんあ〜る」(無料)をインストールしてください。(通信料はご負担ください)



Android用



iPhone用

## ごみ・資源物の分け方・出し方

指定ごみ袋には、必ず氏名を記入してください。

区分	出し方	種類	主な品目
可燃	可燃ごみ専用袋 (30L・15L)	台所ごみ	焼鳥用の串、貝がら、ぬか、酒・豆乳等のパックで内側にアルミコーティング等をしているもの
		木くず 小型家具類	小型家具類 (小さく破碎して!)
		ふとん類 その他	紙おむつ、ペットのふん、油紙・セロハン紙、布クロス表紙、カーボン紙・ポリ加工紙、感熱紙等
		プラスチック類	シュレッターにかけた書類、ゴム製品、くつ、ぬいぐるみ・革製品、使い捨てカイロ、保冷剤・乾燥剤、電気毛布・電気カーペット (コードは小型家電へ)、ハンガー、プラスチック製衣袋ケース (箱型タイプ)
		落ち葉	落ち葉
		剪定木	直径5cm以下のものをまとめて30cm位
		草	草
		花	花、土はしっかり落とす

破砕	破砕・埋立ごみ専用袋 (30L・15L)	複合製品	<p>チャイルドシート 座イス 魔法瓶 鏡(枠付) (枠がない鏡は埋立ごみへ) 傘 ホチキス等 (包丁・鎌・はさみは資源物の金属へ) カミソリ・ナイフ スーツケース (キャリーケース) レンジガード (一例) なべ焼きうどん用アルミ</p>
	破砕・埋立ごみ専用袋 (30L・15L)	ガラス類 陶磁器類	<p>ガラス類 (耐熱ガラスも含む)</p> <p>びんの口が透き通っていない化粧品・ぬり薬等のびん</p> <p>陶磁器類</p> <p>花瓶 コップ 茶わん お皿 まわりがプラの漬物の重し</p>
埋立	破砕・埋立ごみ専用袋 (30L・15L)	灰	<p>※灰は、埋立ごみを収集する車輛と別の車輛が収集しますので、ごみ集積所に残っていてもそのままにしておいてください。</p>
	資源物	容器包装プラスチック	<p>容器包装プラスチックとして分別するもの (一例)</p> <p>商品を入れてあったもの(容器)や包んであった(包装)プラスチック製のもの</p> <p>このマークが容器包装プラスチックの目印です</p> <p>ポトル類 網・ネット類 食品トレイ類 できるだけスーパー等の店頭回収へ カップ・バック類</p> <p>レジ袋・ポリ袋・ラップ類 緩衝材類 (発泡スチロール等) クッションなどの中に入っているビーズ状の緩衝材は、可燃ごみへ フタ類・ラベル</p>
資	ひもでしぼる	紙類	<p>新聞 その他紙類 雑誌・本・チラシ類 雑字箱等の厚紙や各種箱を含む</p> <p>ダンボール</p> <p>牛乳・ジュースパック 洗って開いて乾燥させて梱包して出してください。</p> <p>&lt;小さな紙もリサイクルへ&gt;</p> <p>窓付きのビニールをとる 封筒 タバコの箱 小さなお菓子の箱 はしの袋 包装紙 メモ用紙ラップ、トイレットペーパーの芯</p> <p>この紙(持ち手の部分が紙以外の物は)を袋に入れて出す</p>
	資源物の町会用の資源物収集袋	金属類	<p>アルミ缶 アルミのふたと判別できるものはアルミへ</p> <p>スチール缶 (かんづめの缶) 及びふた スチールまたは不明なふた</p> <p>その他金属</p> <p>フッ素樹脂加工品 ホーロー加工品</p> <p>バイク・スクーター (50cc以下)</p> <p>自転車</p> <p>電動アシスト自転車はバッテリーを外す</p> <p>刃物</p> <p>石油ストーブ ファンヒーター ガステーブル 湯沸かし器</p> <p>調理用具</p> <p>針ハンガー</p> <p>電池をはずす</p> <p>ガリンを抜く</p> <p>灯油を抜く</p>
物	透明袋	布類	<p>木綿・合成繊維</p> <p>例: 衣類、カーテン、毛布、シーツ、タオルなど</p> <p>毛布</p> <p>ふとん類は可燃ごみへ</p>
	ダンボール箱等に入れる	生きびん	<p>木綿・合成繊維</p> <p>例: 衣類、カーテン、毛布、シーツ、タオルなど</p> <p>毛布</p> <p>ふとん類は可燃ごみへ</p>
雑・(資源物) 小	決められた回収容器へ	雑びん (飲食品・化粧品等のびん)	<p>無色透明 白色の回収容器へ</p> <p>茶色 茶色の回収容器へ</p> <p>その他の色 青色の回収容器へ</p> <p>割れたびんも回収しますので、気をつけて出してください。</p>
		ペットボトル	<p>対象は無色透明でリサイクルマークPETがついているペットボトルです。</p> <p>飲料・調味料等</p> <p>キャップ・ラベルは必ずはずして資源物専用回収ネットへ</p> <p>色付きのペットボトル 切断されたペットボトルは可燃</p>
		蛍光灯 スライタ	<p>蛍光灯 体温計 (電子体温計は小型家電)</p> <p>乾電池 袋に入れない</p> <p>カセットボンベ スプレー缶 必ず火気のない風通しのよい屋外で使い切ってから出してください。穴あけは不要です。</p> <p>キャップを外してください。</p> <p>ライター 袋に入れない</p>
		小型家電	<p>炊飯器 照明器具類 掃除機 ビデオデッキ プリンター</p> <p>電子レンジ ホットプレート 扇風機 ミニコンボラジカセ</p> <p>トースター コーヒーメーカー 電気ストープ (石油・ガス式暖房機器は資源物(金属類)へ) アイロン</p> <p>小さなもの: USB、SDカード、コード類、アダプタ、時計、電卓、コントローラ、カメラ、タブレット、携帯電話</p> <p>(例) 電気こたつと電気毛布 (カーペット) の出し方</p> <p>電熱部分が入れられるのは一部で 破砕ごみへ 可燃ごみへ</p> <p>こたつ 電気カーペット 電気毛布</p> <p>電熱部分</p> <p>コントローラ</p>

<b>油</b> (資源物)	設置されているポリ容器に入れる	<b>使用済天ぷら油</b>	<b>出す場所</b> 支所・出張所、地区公民館、福祉ひろば(第3・城東・寿台)及び市役所環境保全課、松本クリーンセンター及び松本市リサイクルセンターに出すことができます。 <b>出す方法</b> 各家庭の使用済みてんぷら油を持参し、受付または営業時間内に備え付けのポリ容器に移し替えてください。	
	<b>粗大</b>	収集車両が入れる場所に出す	粗大ごみの軒先回収の対象品目は記載されているもののみです。その他は、許可業者へ依頼してください。 物干し竿(金属製) 150円/本 物干し台 780円/台(1組1,560円) スキー スノーボード用具一式 260円/式(ブーツは可燃ごみ) 830円/台 機 カーペット(4.5畳以上) ミシン(足踏み式)	(スプリング入) マット・椅子・ソファ スプリング入りマット 1,040円/個 スプリング入り椅子(2人用以上) 1,040円/個 スプリング入り椅子(1人用) 520円/個 ベッド枠 1,040円/個

●申込み方法  
 1. 電話申込み 環境業務課 ☎47-1096(直通) ☎34-3000(内線532000)  
 2. 収集日の確定(確認) 収集日の確定(確認) → 指定日(回収日)に軒先回収します(申込みから1週間以降の回収)。  
 3. 料金の納付(支払) 納付書を郵送 → 指定日の前日までに最寄の金融機関で料金をお支払いください。  
 4. 粗大ごみの搬出(当日) 領収書を粗大ごみに貼り付け、当日朝玄関口へ搬出(当日はご自宅にいていただく必要はありません)。

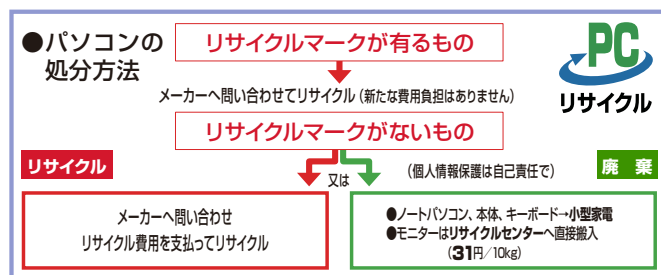
## ごみ減量機器購入費補助金制度があります (購入金額4,000円以上のもの)

種類	補助率	上限	1世帯
生ゴミ処理機	購入金額の1/2以内	4万円	1台
コンポスター ポカシ容器	購入金額の2/3以内	1万5,000円	2台
剪定木処理機	購入金額の1/2以内	5万円	1台

- 申請に必要なもの
- ・領収書(購入者氏名・領収金額・購入日・機種名が明記されているもの)
  - ・認印
  - ・預金通帳(補助金振込先となる申請者名義のもの)
  - ・申請者の納税証明書(滞納がない証明書)  
※市民課・支所・出張所で交付します。
- 手続き
- ・支所・出張所窓口・環境保全課(市役所東庁舎4階)
  - ・環境業務課(島内松本クリーンセンター2階)

## 注意点

- ・生ごみは、水分を十分に切ってから出してください。
- ・ごみは町会で決められた時間に、決められた場所へ出してください。
- ・ごみの分別はしっかり行ってください。
- ・可燃ごみ、埋立ごみ、破碎ごみ、容器包装プラスチックは、指定されたごみ袋に記名をして出してください。
- ・資源物は、毎年各戸に配布する「ごみ・資源物の分け方・出し方」に沿って出してください。
- ・スプレー缶、カセットコンロ用のガス缶、ガスライターは使い切って出してください。



## し尿くみ取り・家庭雑排水

### し尿くみ取りの手続き

- 新しく申し込むには 環境保全課または支所・出張所で申し込み手続きをしてください。
- 転出・水洗化するときには 環境保全課または支所・出張所で廃止の手続きを行い、指定くみ取り業者に連絡して口座振替停止等の手続きをしてください。

問い合わせ☎環境保全課 ☎34-3024 ☎34-3202

### 家庭雑排水の処理

家庭雑排水処理施設(簡易浄化槽)の汚泥処理は許可業者に連絡してください。下水道への切り替えなど変更があったときは、環境保全課へご連絡ください。

### 合併処理浄化槽の設置

下水道処理区域外で、合併処理浄化槽を設置する場合は、補助金制度が利用できますので、環境保全課までお問い合わせください。

## 消費生活

問い合わせ☎市民相談課 ㉿33-0001 ㉿36-6839

### ● 日常の消費生活のなかでの相談

訪問販売やクレジット・借金問題など契約トラブルでお困りのときには、**松本市消費生活センター**（〔市民相談課内〕㉿36-8832 ㉿36-6839）か**長野県中信消費生活センター**（㉿40-3660）へ早めにご相談ください。

### ● SDGs（持続可能な開発目標）

世界を持続させるための17のゴールで構成される、2030年に向けた世界共通の目標。

### ● エシカル消費（倫理的消費）

消費者が社会的課題を考慮し、課題に取り組む企業を応援しながら消費活動を行うこと。

## 悪質な商法にご注意を

問い合わせ☎松本市消費生活センター（市民相談課内）  
㉿36-8832 ㉿36-6839

### ● 還付金詐欺

役所の名前を名乗って「医療費や保険金の還付金があるので携帯電話とキャッシュカードを持ってATMに行ってください」と電話が来る。お金が返ってくるのとは反対に詐欺の相手の口座に「振込」をさせる手口。

### ● 架空請求

官公庁や有名企業を連想させる名前の差出人から「未払消費料金があり、訴訟になる」という内容のはがきやメールが届く。身に覚えがないからと差出人に連絡すると、お金を要求されるだけでなく個人情報が流出する。

### ● アポイントメントセールス

「景品が当たった」「あなたが当選」「会ってお話したい」等と勧誘目的を隠して喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサービスを売りつける。英会話教材、会員権、指輪など。

### ● 劇場型詐欺

「市内に建設予定の老人ホームへの入居権が当たった」と企業Aを名乗り電話がある。断るとその後、別の企業Bから「名義を貸してほしい」と電話があり、了承する。その後、Aから「他人に名義を貸すのは違法。損害賠償してもらおう」と電話があり、高額請求される。このように、複数の人物が様々な役柄で電話をしてくる手口。未公開株・社債・太陽光発電施設など。

### ● 出会い系サイトやアダルトサイト

携帯電話やパソコン使用中に、無料と思っていた出会い系サイトやアダルトサイトが、突然有料になる。登録料や使用料金として高額な代金を請求されるワンクリック詐欺が増加。無料と書いてあっても要注意。

### ● 送りつけ商法

注文もしていない商品を一方的に送りつけ、受けとったからには支払わなければならないと消費者が勘違いし支払うことを狙った商法。代金引換郵便等を悪用するものもある。紳士録・新聞・雑誌・健康食品など。

### ● 催眠商法（SF商法）

安売りや講習会の名目で人を集め、閉め切った会場で日用雑貨を無料で配り、雰囲気盛り上げて興奮状態にし、最後に高額な商品を売りつける。羽毛ふとん・磁気マットレスなど。

### ● 訪問買い取り

「どんな不用品でも買い取る」と電話があり、衣類の買い取りをお願いする。後日訪問してきて、「貴金属はないか」としつこく求めてくる。法律で、「来訪要請」がないのに訪問してくることはできません。来訪要請のあったもの以外の査定を業者が求めてくることもできません。

### ● 点検商法

点検に来たと訪問。「壊れている」「白アリ被害」等とだまして、必要のない高級商品を売りつける。消火器、白アリ駆除など。

## クーリング・オフ

問い合わせ☎松本市消費生活センター（市民相談課内）  
㉿36-8832 ㉿36-6839

電話勧誘や訪問販売等で商品等を購入した場合、契約（申し込み）のための書面を受け取った日を含めて8日以内は、消費者が無条件で契約の解除（申し込みの撤回）を行うことができるという制度です。クーリング・オフの方法は、契約（申し込み）のための書面を受け取った日を含めて8日以内（※）に書面（はがきに書いて簡易書留または特定記録）で販売会社へ申し出ます。乗用車、契約金額が3,000円未満の現金支払いなど、クーリング・オフができない場合もあります。

※内職・モニター商法、マルチ商法／20日間以内

# 犬・猫・ペット

## 犬の登録と狂犬病予防注射

問い合わせ☎松本市保健所食品・生活衛生課  
TEL40-0706 FAX40-0811

生後91日以上すべての犬の飼い主には「生涯一度の登録」と「毎年4月～6月に狂犬病の予防注射を接種すること」が法律で義務付けられています。

登録は、市保健所食品・生活衛生課・環境保全課・支所（四賀・安曇・奈川・梓川・波田）・動物病院・集合注射会場で受け付けています。（登録手数料3,000円）

注射は、4月～5月の集合注射か、動物病院で行ってください。

### こんなときは届け出を

- ・住所等の変更：引っ越し先の市町村役場に30日以内に届け出てください。
- ・飼い主の変更：新しい飼い主が、30日以内にお住まいの市町村役場に届け出てください。

## 犬猫の飼育ルール

問い合わせ☎松本市保健所食品・生活衛生課  
TEL40-0706 FAX40-0811

- ・犬は鑑札・注射済票を首輪に必ずつけましょう。猫も首輪等で飼い主の表示をしましょう。
- ・犬はつないで飼い、散歩も必ず引き綱をつけましょう。猫は室内飼育に努めましょう。
- ・散歩時のフンは必ず持ち帰り、可燃ごみで処理しましょう。
- ・繁殖を望まない場合は不妊・去勢手術を施しましょう。
- ・鳴き声、トイレ等の適切なしつけを行きましょう。
- ・必ず終生飼養しましょう。

### こんなときは

「犬がいなくなった」「犬にかまれた」「野犬をみつけた」「どうしても飼えなくなった」ときは、松本市保健所食品・生活衛生課へ。

## ペットが亡くなったとき

問い合わせ☎松本市保健所食品・生活衛生課 TEL40-0706 FAX40-0811・葬祭センター TEL32-1356  
松本クリーンセンター TEL47-2079・環境業務課 TEL47-1096

- ・犬の死亡届を市保健所食品・生活衛生課、環境保全課、支所、出張所、葬祭センターのいずれかに提出しましょう。
- ・葬祭センターで火葬することができます。電話で予約（12月31日～1月2日を除く）し、葬祭センターに持ち込んでください。希望により収骨もできます。（火葬料金／30kg未満7,640円、30kg以上9,840円）
- ・クリーンセンターで（ごみと）焼却することができます。（体重25kg未満個人搬入330円、収集依頼2,200円）

## 災害時の“備え”をしましょう

問い合わせ☎松本市保健所食品・生活衛生課  
TEL40-0706 FAX40-0811

- ①避難時のことを考慮したしつけもしましょう
  - ・普段からケージや多くの人がいる場所に慣れるようにしつけをしておく、日常生活だけでなく非常時に役立ちます。
- ②ペット用避難袋も準備しましょう
  - ・首輪、ケージ、リード、杭など係留に必要なものや、3～5日分の食事、水、常備薬、また排泄物処理用品やおもちゃ、おやつも入れておくと良いでしょう。
  - ・家族と一緒にいる写真や名前、病歴、飼い主の連絡先などを書いた手帳を用意しておくことも効果的です。

# 墓地・公害

## 墓地・市営霊園

### 松本市営霊園の申し込み

問い合わせ☎環境保全課 ㉿34-3043 ㉿34-3202

中山霊園、蟻ヶ崎霊園、並柳霊園、奈川霊園、あずさがわ霊園、上野霊園、横沢霊園、さみぞ霊園、つつじヶ丘霊園、下原霊園の10カ所があります。墓所使用に関わる諸手続きや返還、承継等許可内容の変更については必ず所定の手続きを行ってください。詳しくはご相談ください。なお、新たに造成貸し付けする墓所については『広報まつもと』および市ホームページでお知らせします。

### 墓地経営や遺骨の改葬

問い合わせ☎松本市保健所食品・生活衛生課  
㉿40-0704 ㉿40-0811

墓地の新設、拡張、廃止など墓地経営には、松本市長の許可が必要です（個人墓地の新設は許可できません）。また、埋葬してある遺骨を改葬する場合は、墓地管理者（現墓地および改葬先）の証明書をそえて松本市長の許可を受けてください。

## 公害

### 公害で困ったとき

油が川に流れている、隣の工場の音がうるさい、工事現場の機械の振動で家がゆれる、いやな臭いがする、煙で迷惑している。こんな事業所等からの公害で地域の皆さんがお困りの場合はご相談ください。係員が調査にあたります。

問い合わせ☎環境保全課 ㉿34-3267 ㉿34-3202

### 事業主の皆さまへ

法律によって定められた届出義務、規制基準を守り、住民の生活環境保全にご協力ください。規制基準、関係法令の内容など、詳しくはお問い合わせください。

## 交通災害共済

問い合わせ☎地域づくり課 ㉿34-3280 ㉿34-0400

県内15の市が共同で行っている共済です。1人年間400円の会費で、万一交通事故にあわれた場合、実入院・実通院日数2日から2万円～死亡100万円のお見舞金が支給されます。加入手続き、見舞金請求については、地域づくり課までお問い合わせください。

# 自転車の利用

問い合わせ◎自転車推進課 回34-3245 図34-3202

## 放置自転車等対策

道路、公園、駅などの公共の場所では、指定された場所以外に自転車などを駐車することはできません。

また、松本駅お城口周辺では、自転車等放置整理区域を指定し、放置自転車の指導、警告、撤去を行っています。下記の自転車駐車を御利用ください。

### ●有料自転車駐車場

場所	TEL	区分	収容台数
松本駅北	33-8015	定期	2,241台
松本駅アルプス口	33-8015	定期 一時使用	408台
松本駅お城口広場	32-5071	一時使用	200台

### ●使用料金表

定期	1か月	3か月	6か月	1年
高校生以下	1,040円	2,800円	4,990円	8,730円
一般	1,570円	4,230円	7,530円	13,180円
原動機付自転車 (排気量50cc以下)	2,610円	7,040円	12,520円	21,920円

一時使用	1日1回	回数駐車券(11回分)
自転車	100円	1,000円
原動機付自転車 (排気量50cc以下)	150円	1,500円

※松本駅アルプス口の一時使用は、交通系ICカード(Suica等)の利用ができます。

※有料自転車駐車場にある「定期使用申込書及び遵守事項確認書」に必要事項を記入して、ご利用される駐車場へ提出してください(高校生以下は学生証を提示してください)。松本駅アルプス口ご利用の場合は、松本駅北管理事務室へ提出してください。

### ●無料自転車駐車場

場所	収容台数	場所	収容台数
南松本駅	250台	北松本駅前広場	東 290台
島内駅	108台		西 100台
島高松駅	54台	平田駅前広場	東 184台
			西 206台

※村井駅は周辺整備のため仮設200台程度駐車できます。

## 自転車の防犯登録

自転車の盗難等の防止のため、すべての自転車に防犯登録が義務づけられています。新しく購入した自転車や、今ご利用のものも自転車販売店で登録手続きを行ってください。

## 自転車の施錠

盗難被害に遭わないために、わずかな時間でも、どの場所でも必ず鍵をかけましょう。

ワイヤー鍵などを併用した「ツーロック」が効果的です。

自転車を盗まれてしまったときは、速やかにお近くの交番または警察署に被害届を提出してください。



←自転車等放置整理区域

## 自転車保険等に必ず加入しましょう

自転車による事故であっても、死傷者を出すような重大な事故につながる可能性があります。万が一のためにも自転車事故を補償する保険や共済に必ず加入しましょう。

### 1 事故の相手方またはご本人に対する保険

種類	内容	事故の相手		自分		備考(取り扱い)
		生命 からだ	財産	生命 からだ	生命 からだ	
個人賠償責任保険	法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険	○	○	×		各損害保険会社
損害保険	運転者に生じたケガの支払いに備える保険	×	×	○		各損害保険会社
TSマーク付帯保険	自転車の点検整備に伴い付けられる保険	○	×	○		自転車安全整備店で購入または点検整備を行い基準に合格した自転車に貼付

※長野県では、自転車の保険への加入が義務です(令和元年10月から)。

### 2 会員(ご本人)に対するお見舞金

種類	内容	事故の相手		自分		備考(取り扱い)
		生命 からだ	財産	生命 からだ	生命 からだ	
交通災害共済	会員にお見舞金を支給する制度	×	×	○		市役所地域づくり課

※交通災害共済は、会員の方が事故にあった場合、お見舞金を長野県民交通災害共済組合から支給する制度です。事故の相手方への補償はありません。

# パークアンドライド

問い合わせ☎交通ネットワーク課  
TEL 34-3286 FAX 34-3202

## パークアンドライド (P&R) とは？

駅やバス停に隣接した駐車場に自動車を駐車（パーク）し、鉄道やバスに乗り換えて（ライド）、移動する方法で、自動車渋滞や交通事故のリスクを避けることができます。

松本市は、自動車に過度に依存した暮らしを見直し、歩行者・自転車・公共交通を優先する「総合交通戦略」を進めています。そのひとつがパークアンドライド事業です。

	名称	台数	利用料	場所	利用対象者
1	平田駅	133台	200円/24時間	JR平田駅西口	JR篠ノ井線利用者
2	大庭駅	51台	200円/24時間	アルピコ交通上高地線 大庭駅隣接	アルピコ交通上高地線利用者
3	新村駅	50台	無料	アルピコ交通上高地線 新村駅隣接	アルピコ交通上高地線利用者
4	新島々駅	10台	無料	アルピコ交通上高地線 新島々駅向かい	アルピコ交通上高地線利用者
5	梓川支所	8台	無料	梓川支所庁舎北側駐車場	西部地域コミュニティバス利用者
6	四賀支所	20台	無料	四賀支所庁舎東側駐車場 (テレビ松本四賀支所南側)	アルピコ交通四賀線、市営バス四賀線利用者
7	七嵐	8台	無料	四賀化石館北西	アルピコ交通四賀線、市営バス四賀線利用者
8	神林	130台	300円/24時間	神林高速バス停上り東側	アルピコ交通高速バス利用者 【問い合わせ】☎28-3111
9	森口駅	26台	一部有料	アルピコ交通上高地線 森口駅北側	アルピコ交通上高地線利用者 【問い合わせ】☎87-3166
10	エコ通パーク (デリシア惣社店) ※利用時間 (平日7:00~23:00)	7台	デリシア商品券 3,000円分/月	デリシア惣社店駐車場	・要事前申込（デリシア惣社店サービスカウンターで申込ください。） ・買物に利用できる商品券3,000円分を購入することにより1か月間利用可

シェア  
サイクル



どこでも借りられて好きな場所で返せる

## HELLO CYCLING

自転車借りる



**アプリで自転車を  
かんたん予約**

アプリで近くのステーションを探してかんたんに自転車を予約できます。

自転車返す



HELLO CYCLINGの  
ロゴがあるステーションなら  
**どこでも返せる**

HELLO CYCLINGのロゴがあるステーションならどこでも返却できます。

ICカード登録で



予約なしでも  
**TOUCH & GO!**

ICカードを登録すると、次回から予約なしでご利用いただけます。

松本市  
限定

**「30分乗り放題プラン」スタート!**

30分以内のご利用なら、1日何回でも乗れます！（月額1,000円）

松本市限定  
「30分乗り放題プラン」  
詳細はこちらから



アプリの  
ダウンロードは  
こちらから

